

# 来年2月、戸籍電子化スタート

## 電算処理で記録保管はペーパーレスに

これまで手書きで記録・保管されてきた町の戸籍が電子記録化されます。コンピュータ処理への移行に伴って、来年2月、戸籍証明の発行も見やすい横書き新書式でスタート。事務のスピードアップと住民の皆さまへのサービス向上が可能になります。(文中の「コンピュータ」はすべて「コンピューター」の意味です)

戸籍は、生まれてから死亡するまでの身分関係を登録した重要な公簿です。明治5年の戸籍法施行以来、戸籍は手書きまたはタイプで記録・管理されてきました。

その後、平成6年の戸籍法改正で、戸籍をコンピュータ処理できるようになり、本町でも戸籍のコンピュータ化を実施することになりました。

それに伴って東川町では、平成20年2月4日、コンピュータによる戸籍証明の発行が始まります。戸籍も新たに書き換え、今まで手作業だった戸籍証明発行や皆さまからの申請に伴う事務処理のスピードアップが出来るようになります。住民サービスの向上を図るとともに、戸籍事務の信頼性向上に努めます。これにより、内容が次のようになり変わります。

### 対象は町内に本籍がある方

戸籍がコンピュータ化されるのは、本籍が東川町にある方です。住民登録が東川町にあっても本籍地が他の市町村にある方は対象になりません。

### 縦書きから横書きに

現在の戸籍は文章形式による「縦書き」ですが、コンピュータ化される新しい戸籍は項目形式の「横書き」になります。

記載内容が項目化され、数字は算用数字になります。従来の謄抄本と比べて見やすく、分かりやすい証明になります。

### 証明書の名称が変わります

これまでの戸籍の証明は全員のもの「戸籍謄本」、個人の

ものを「戸籍謄本」と呼んできましたが、変更後は『全部事項証明』(戸籍謄本)、『個人事項証明』(戸籍抄本)に名称が変わります。

### 今の戸籍は「改製原戸籍」に

これまで使用していた和紙の戸籍は『平成改製原戸籍』として保存します。

すでに死亡などで名欄が×印(除かれた記載)になっている方は、コンピュータ化後の新しい戸籍には登録されません。その方についての証明が必要な場合は、平成改製原戸籍(手数料750円)をご請求ください。

### 戸籍の文字が変わります

戸籍の氏名の文字は、常用漢字や人名漢字、その他の漢字辞典に載っている文字で記載されます。辞書にない文字は、辞書にある文字でコンピュータに登録されます。

変更項目	現在の戸籍	来年2月4日から(コンピュータ導入後)
名称	戸籍謄本(450円)	全部事項証明(450円)
	戸籍抄本(450円)	個人事項証明(450円)
様式	B4版横長(戸籍謄本)	A4版縦長
	B5版横長(戸籍抄本)	
書式	文章形式で縦書き	項目別に横書き
用紙	白紙	地紋紙(改ざん防止用紙)
公印	朱肉印	電子印(黒色)

### 戸籍の種類

◆除籍：婚姻や死亡、養子縁組などにより、その戸籍に記載された全員が除かれた戸籍のこと

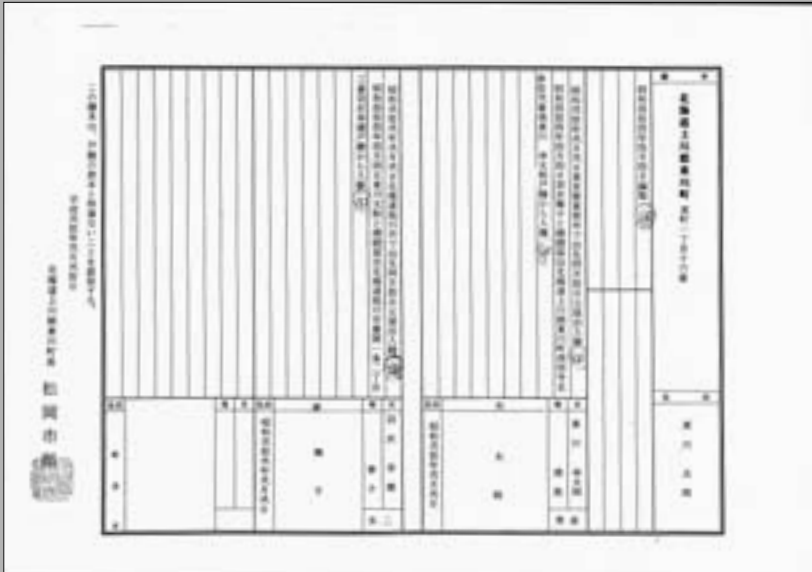
◆改製原戸籍：昭和32年の戸籍法改正によって改製された戸籍以前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。

◆平成改製原戸籍：平成6年の戸籍法改正に基づきコンピュータ処理するために改製される戸籍以前の戸籍のことです(現在の「戸籍」が、コンピュータ処理の開始以降に「平成改製原戸籍」となります)。

◆戸籍の附票：本籍がある各人の住所異動の履歴を記載した書類です。

お問い合わせ  
役場税務住民課戸籍係 ☎82-2111(内線129)

現在の戸籍見本



コンピュータ化後の戸籍

